

黒川幼稚舎改修工事にかかる工事入札参加業者  
募集要項

令和 5 年 5 月 29 日 (月)

学校法人黒川学院 理事長 黒川昌亮

下記の入札に付する事項及び工事名に掲げる工事の入札等については、民間保育所 整備補助金を活用して実施するため、関係法令に準拠した取扱とするほか、この要項によるものとします。

1. 入札に付する事項

入札方法	一般競争入札
工事発注者	学校法人黒川学院 理事長 黒川昌亮
募集開始日	令和 5 年 6 月 1 日 (木) ~令和 5 年 6 月 13 日(火)予定
工事名	学校法人黒川学院認定こども園黒川幼稚舎南館新築工事
工事場所	東京都荒川区荒川七丁目 7-13 の一部及び 14
完成期限	令和 6 年 2 月 29 日 (木)
工事概要	1.既存建物解体・処分工事 2.鉄骨造 3 階建て耐火建築物 延べ面積 406.02 m <sup>2</sup> 内装工事一式、給排水空調設備一式
前払金の有無	無
予定価格の公表	事後公表 (落札後公表いたします。)
その他	最低制限価格 有 一括下請負は一切認めない。

2. 入札に参加する者に必要な資格

単独企業であり、入札参加資格において、次の要件は必ずすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項 (昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号) に定める要件に該当しない者
- ②建設業法第 3 条 (昭和 24 年法律第 100 号) による許可を受けている者
- ③入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
- ④正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく及び行わない者
- ⑤法人の役員、若しくはこれらの者の親族 (6 親等以内の血族、配偶者又は 3 等親以内の姻族) が役員に就いている業者など、法人の役員が特別の利害関係を有する業者でない者。
- ⑥建築工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有していること。
- ⑦過去の経営状況において、財務実績の良好な者

⑧当該工事に配置する監理技術者は専任とし、現場代理人は一級建築士又は、一級施工管理技士の資格を有すること

#### 4. 入札日

入札日時 令和 5 年 6 月 13 日（火） 午前 10：30 時開始予定

入札場所 黒川幼稚舎本部 2 階 会議室 東京都荒川区荒川七丁目 7-10

#### 5. 入札時に提出する書類

①入札書（消費税相当額を加算した額とする。）JV の場合はその内容を記すこと。

②委任状

③指定様式による（内訳書）落札者のみ提出

#### 6. 入札の方法等

①入札の執行回数は、3 回までとする。

②3 回目の最低入札価格が予定価格に達しない場合、最低価格を提示した入札者及び 2 番目の最低価格を提示した入札者と協議を行う。

③落札決定にあたっては、入札書に記載する金額は税抜き価格を記載し、別途当該価格の 10%に 相当する消費税相当額を記載するものとする。入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課 税事業者であるか免税事業者であるか合わせて記載するものとする。

#### 7. 落札の決定方法

①予定価格の範囲で、最低制限価格以上の価格をもって入札した業者のうち最低価格をもって入札した業者を落札者とする。

②入札となるべき同価の入札をした者が 2 社以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

③落札者が決定した場合は、落札金額及び落札者名並びに落札者以外の入札金額及び入札者名の 発表を行う。全ての業者名及び入札金額を公表することとし、最低制限価格に達しない価格で入札した業者については、業社名と最低制限価格を下回ったため無効であることを公表し、入札金額は公表しない。

#### 8. 入札の無効に関する事項

①入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。

③入札当日に不参加であった者。

④最低制限価格未満で入札した者。

9. 契約履行の担保 工事請負契約の締結にあたっては、次のいずれかの措置を講ずること。

①工事請負業者により、履行保証保険契約の締結

②入札参加業者以外の工事完成保証人

10. 関係会社の制限 当該比較見積に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

① 組合とその組合員

② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

③ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合

④ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

⑤ 一方の会社の本入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

11. 契約・支払条件

①契約時 契約金額の 10%

工事着工日 契約金額の 20%

竣工時 契約金額の 70%

②工事請負契約様式：民間（旧四会）連合協定の契約書及び約款を使用する。

## 1 2. その他

- ①入札に要する費用は提出者の負担とする。
- ③上記の内容に変更があった場合には、参加予定者に速やかに通達する。

## 1 3. 問い合わせ先

・中島建築設計事務所  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 4895-3  
電話 090-2676-8366 担当 中島昭二